品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について

文教委員会資料

令和６年２月２７日

教育総合支援センター

１．改正の理由

令和６年１月４日より区長部局によるいじめ相談窓口を設置する等、いじめの早期発見・早期解決に向けた機動的な対応を図っているところだが、今後より一層、教育委員会等との連携協力の下、区長部局によるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくことから、品川区いじめ防止対策推進条例の一部改正を行う。

２．主な改正内容

(１)　区は、いじめに関する通報・相談できる体制を整備する旨を明記（条例16条関係）

(２)　区長は、いじめに関する情報の一元化を図り、教育委員会と連携していじめに迅速かつ適切に対処するよう組織体制の整備を図る旨を明記（条例16条関係）

(３)　区長は、いじめに関する相談等を受けたときは、教育委員会等に対してその事実確認および解決を図るための調査等できる旨を明記（条例19条関係）

(４)　上記調査等の結果、教育委員会等が法に基づく適切な措置を講じていないときは、いじめの防止等に関する専門的知見に基づき、公正かつ中立な判断ができる第三者の意見を聴いた上で、教育委員会に対して必要な措置を勧告できる旨を明記（条例19条関係）

(５)　区は、いじめ被害者の意向を踏まえた早期解決に向けた支援およびいじめ加害者への再発防止に向けた支援を行う旨を明記（条例17条関係）

(６)　その他

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けていると思うときは、区立学校の教職員、区等に相談するよう努める旨を明記（条例8条関係）　など

３．施行日

　　令和６年４月１日

４．教育委員会の対応

(１)　いじめに関する情報の一元化を図り、区長部局と連携して、迅速かつ適切な対処に努めていく。

(２)　区長部局がいじめに関する相談等を受けた際には、教育委員会が把握している事および学校の対応方針についての情報提供を行う。

(３)　区長から勧告を受けた際には、真摯に受けとめ、法に基づく適切な措置を講じる。